

医療機能情報提供制度の 報告項目の改正について

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

【開催の趣旨】 昨今、美容医療サービスに関する情報提供を契機として消費者トラブルが発生する問題が指摘されていることや、厚生労働省の「保健医療2035」策定懇談会が示した提言集において「医療機関や医師の技術力の評価に関する情報の公表の範囲や方法のあり方について検討すること」が求められていること等を踏まえ、国民、患者に対する医療情報の提供内容等のあり方について新たに検討を行うための検討会を開催することとする。なお、これまで「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において、医療機能情報提供制度や医療機関が広告できる事項の拡大等について検討し施策に反映させてきたが、今後は本検討会にて検討する。

【構成員】 平成30年12月1日時点

いしかわ 石川	ひろみ 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
いそべ 磯部	てつ 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
おおみち 大道	みちひろ 道大	一般社団法人日本病院会副会長
おがた 尾形	ひろや 裕也	九州大学名誉教授
きかわ 木川	かずひろ 和広	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
きりの 桐野	たかあき 高明	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長
こもり 小森	なおゆき 直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
ひらかわ 平川	のりお 則男	日本労働組合総連合会総合政策局長
ふくなが 福長	けいこ 恵子	認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体 消費者機構日本常任理事
ほんだ 本多	のぶゆき 伸行	健康保険組合連合会理事
みうら 三浦	なおみ 直美	フリーライター／医学ジャーナリスト協会 幹事
みつい 三井	ひろあき 博晶	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
やまぐち 山口	いくこ 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
よしざわ 吉澤	としひろ 敏弘	栃木県保健福祉部医療政策課長

(敬称略) ○：座長

【開催実績】

- 第1回(平成28年3月24日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて
- 第2回(平成28年5月18日)
 - ・ 前回の議論の整理(案)について
- 第3回(平成28年8月3日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取り扱いについて(案)
- 第4回(平成28年9月7日)
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ(案))
 - ・ 医療機能情報提供制度の報告項目の改正について
- 平成28年9月27日 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ)公表
 - ★改正医療法成立(平成29年6月14日)
- 第5回(平成29年10月4日)
 - ・ 医療に関する広告規制の見直しについて
- 第6回(平成29年10月25日)
 - ・ 前回の議論の整理(案)
- 第7回(平成29年11月29日)
 - ・ 医療広告に関する省令・ガイドライン(案)について
- 第8回(平成30年1月24日)
 - ・ 医療広告に関する省令・ガイドライン(案)について
- 第9回(平成30年5月31日)
 - ・ 医療に関する広告規制等について
 - ・ 医療機能情報提供制度について
- ★改正医療法施行(平成30年6月1日)
- 第10回(平成30年6月28日)
 - ・ 医療機能情報提要制度について
 - ・ 医療に関する広告規制について
- 第11回(平成30年9月12日)
 - ・ 医療機能情報提要制度について
 - ・ 医療に関する広告規制について

医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

医療機関等に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

創設前

（医療機関等に関する情報を入手する手段）

- 医療機関等の広告
- インターネット等による広報
 - ※ 医療機関等からの任意情報
- 院内掲示 等

〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度

医療機関等

- 医療機関等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住民

- 医療機能情報を医療機関等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

〔医療機能情報の具体例〕

- ① **管理・運営・サービス等に関する事項**（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② **提供サービスや医療連携体制に関する事項**（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容・在宅医療・介護サービス、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制（医療機関等以外との連携含む）等）
- ③ **医療の実績、結果等に関する事項**（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

報告項目の見直しにあたっての視点

- 医療機能情報提供制度は、制度開始から10年以上が経過し、当時とは医療をとりまく環境は大きく変化しており、それらを踏まえた見直しを行うことが必要。
- また、見直す際には、利用する患者さんの利便性や、自治体・医療機関等の負担等も考慮した対応が必要。

1. 患者の適切な医療機関選択の目安となる項目を追加

- ✓ かかりつけ医機能
- ✓ がんゲノム医療中核拠点病院等、新たに創設された病院の機能分類等
- ✓ 平成30年度診療報酬改定に伴うもの 等

2. 患者の適切な医療機関選択にあたり不要な項目を削除

- ✓ 規制改革会議で医療機関の負担に配慮するよう指摘がある

新たに追加・修正する項目

1. かかりつけ医機能
2. 病院の機能分類
 - ✓ がん診療連携拠点病院等
 - ✓ がんゲノム医療中核拠点病院等
 - ✓ 小児がん拠点病院
 - ✓ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
3. 医療機器による医療被ばく線量の管理
4. 平成30年度診療報酬改定に伴う項目
5. その他
 - ✓ 介護医療院
 - ✓ 診療録の開示請求時の料金
 - ✓ JCI(Joint Commission International)による認定
 - ✓ 法令上の義務以外の院内感染対策に係る項目の修正
 - ✓ 歯科口腔外科領域の項目の整理

1. かかりつけ医機能(診療報酬上の届出状況)

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【診療所の例】

		詳細	記載上の留意事項
38 → 40	地域医療連携体制	(i)地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
		(ii)かかりつけ医機能	<u>別表1の13)</u>

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項 (平成19年厚生労働省告示第53号)【診療所の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13)	<u>かかりつけ医機能</u>	1	<u>地域包括診療加算</u>	<u>主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上)を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>
		2	<u>地域包括診療料</u>	<u>主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上)を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>
		3	<u>小児かかりつけ診療料</u>	<u>小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>
		4	<u>機能強化加算</u>	<u>外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの</u>

診療所のみ

1. かかりつけ医機能(実施状況の詳細)

- 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項
(平成19年厚生労働省告示第53号)【診療所の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13)	<u>かかりつけ医機能</u>	5	<u>日常的な医学管理と重症化予防</u>	<u>日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>
		6	<u>地域の医療機関等との連携</u>	<u>自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>
		7	<u>在宅療養支援、介護等との連携</u>	<u>日常行う診療のほかに地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>
		8	<u>適切かつわかりやすい情報の提供</u>	<u>患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関のウェブサイト等で情報提供されていること。</u>

「かかりつけ医」と「かかりつけ医機能」

— 日本医師会・四病院団体協議会合同提言（平成25年8月8日）（抜粋） —

「かかりつけ医」とは(定義)

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

「かかりつけ医機能」

- かかりつけ医は、日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する。
- かかりつけ医は、自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築する。
- かかりつけ医は、日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。
- 患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

2. 病院の機能分類

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【病院のみ】

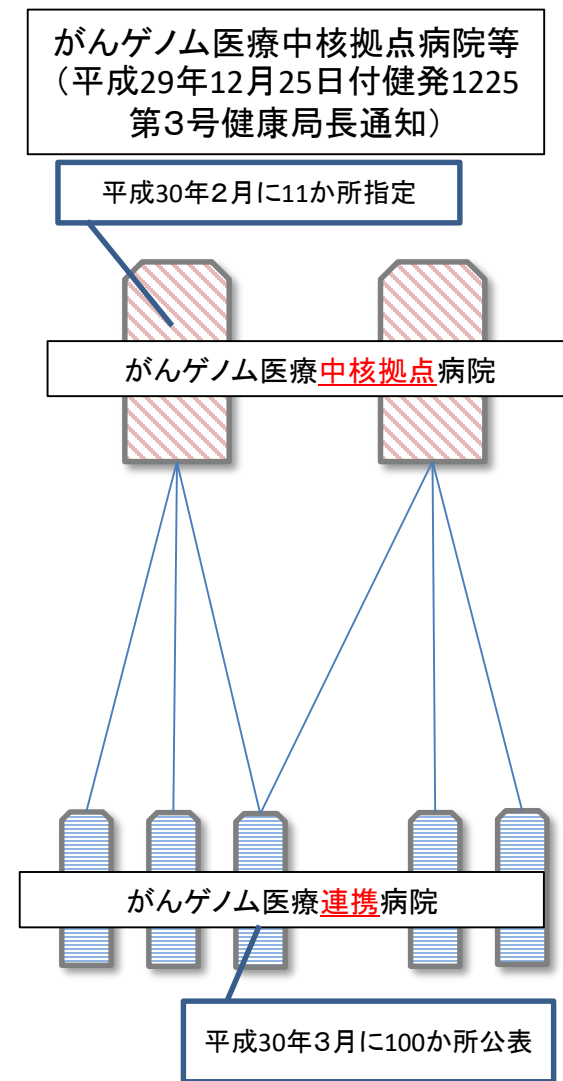
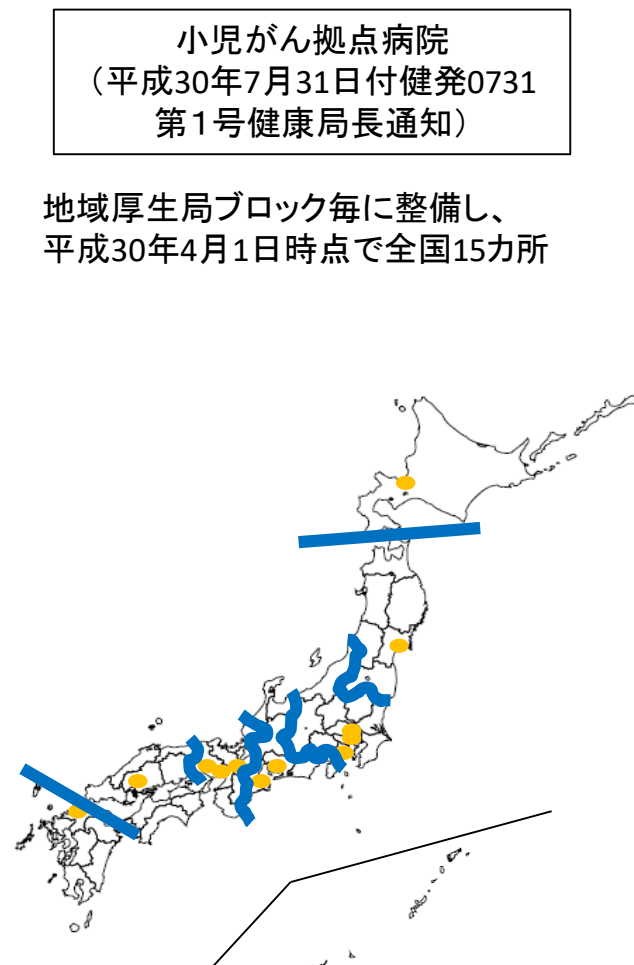
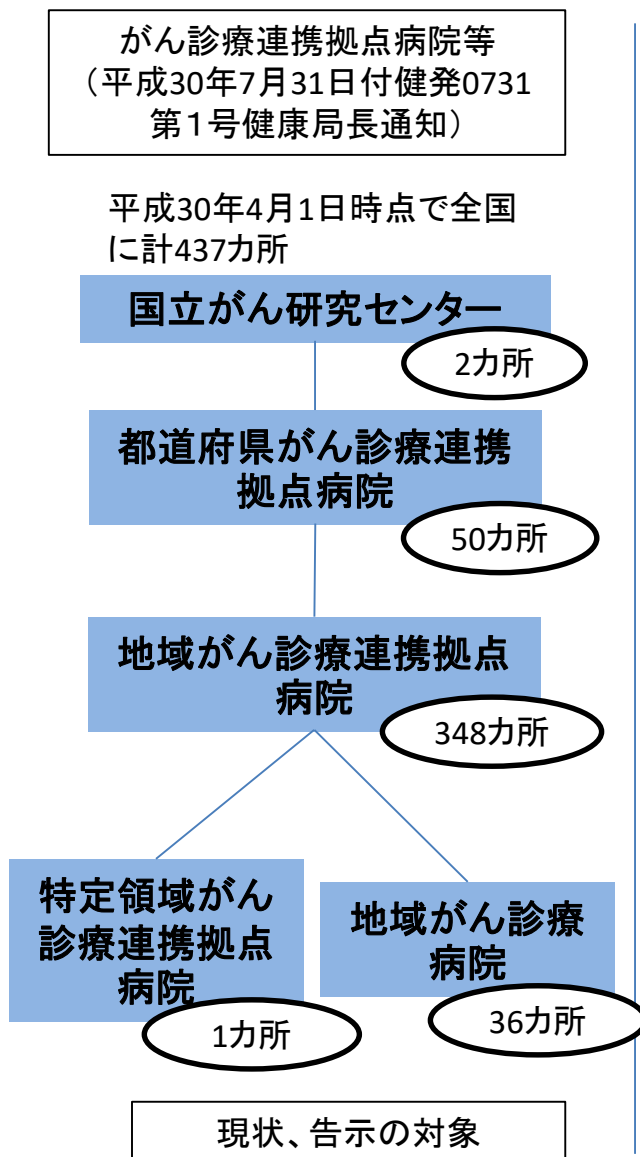
	詳細	記載上の留意事項
保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の6)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項 (平成19年厚生労働省告示第53号)【病院のみ】

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
6)	医療保険、公費負担等		
		35 <u>がん診療連携拠点病院等</u>	<u>「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付健発第0731001号)により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療病院として、厚生労働大臣が指定した病院</u>
		36 <u>がんゲノム医療中核拠点病院等</u>	<u>「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日付健発1225003号)により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院</u>
		37 <u>小児がん拠点病院</u>	<u>「小児がん拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付健発第0731002号)により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院</u>
		49 <u>都道府県アレルギー疾患医療拠点病院</u>	<u>「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」(平成29年7月28日付健発0728001号)により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院</u>

がんの拠点病院制度

ネットワークを形成し、がん医療の「均てん化」を促進



現状、告示の対象外

- 平成29年3月に、「アレルギー疾患対策基本法」に基づき策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置した。
- 平成29年7月に同検討会報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示した。なお、同日に都道府県に対し、局長通知を発出した。

主な内容

● 中心拠点病院の役割

- ・ 国立成育医療研究センターと国立病院機構相模原病院の2施設を、「中心拠点病院」と基本指針において定めた。
- ・ 「中心拠点病院」は、「全国拠点病院連絡会議」を開催し、都道府県拠点病院間での連携を図ること等を示した。

● 都道府県の役割

- ・ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を、原則1～2カ所選定する。(平成30年7月時点で10府県において選定済)
- ・ 都道府県拠点病院を中心に実施されるアレルギー疾患対策の企画・立案を行う「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置する。

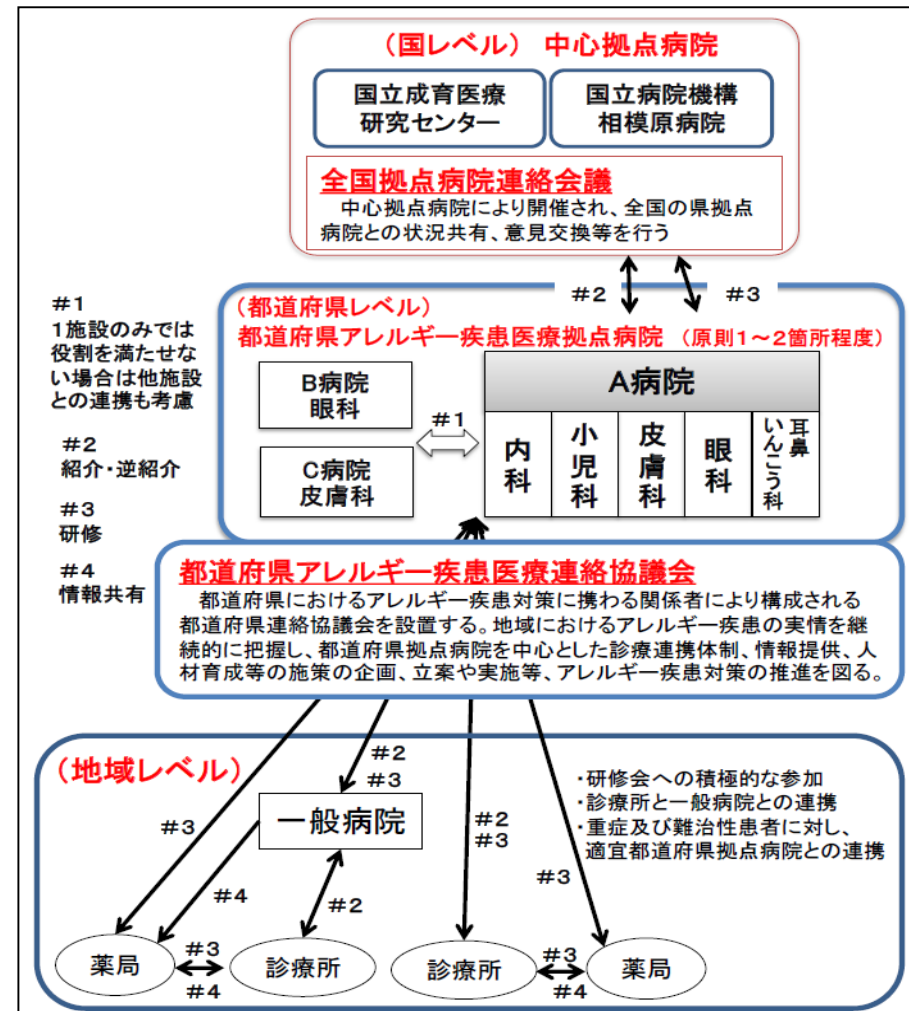
● かかりつけ医、薬局・薬剤師の役割

- ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う。
- ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る。

● その他

- ・ アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるために、中心拠点病院、都道府県拠点病院、診療、情報提供、人材育成、研究等の観点から整理した。
- ・ 都道府県拠点病院の選定要件や連絡協議会の役割、想定される構成の考え方を示した。

平成29年7月28日には、各都道府県知事に対し、報告書の内容等について、健康局長通知を発出。



3. 医療機器による医療被ばく線量の管理

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【病院の例】

		詳細	記載上の留意事項
32	保有する施設設備		別表1の8)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項
(平成19年厚生労働省告示第53号)【病院の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
8)	保有する施設設備			
		16	<u>移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置</u>	実際に保有している台数を記載。また、そのうち、照射線量を表示する機能を有するものの台数を記載。
		17	<u>移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置</u>	同上
		18	<u>据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置</u>	同上
		19	<u>据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置</u>	同上
		20	<u>X線CT組合せ型循環器X線診断装置</u>	同上
		21	<u>全身用X線CT診断装置</u>	同上
		22	<u>X線CT組合せ型ポジトロンCT装置</u>	同上
		23	<u>X線CT組合せ型SPECT装置</u>	同上

1. 目的

医療放射線の利用に当たっては、各医療機関における適正な管理の下で、十分な安全確保を行うことが必要であり、そのため、医療放射線の管理については、専門的な知見を踏まえた上で、医療機関の負担も考慮しつつ、適切な基準設定等を行うことが必要である。

本検討会は、放射線診療機器が急速に進歩し、新たな放射性医薬品を用いた核医学治療が国内導入される中、医療放射線の適正な管理を図るため、医療放射線の管理に係る基準等について検討することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- ・新たなカテゴリーの放射性医薬品や技術への対応について
- ・放射性医薬品を投与された患者の退出基準等について
- ・医療被ばくの適正管理のあり方について
- ・診療用放射性同位元素の適正管理について
- ・放射線を用いる医療機器の保守管理について
- ・その他、医療放射線の適正管理に関する事項について

3. 構成員

(6月8日(第6回検討会)時点)

青木 茂樹 順天堂大学医学部放射線診断学講座教授
市川 朝洋 公益社団法人日本医師会常任理事
小田 正記 公益社団法人日本診療放射線技師会理事
川上 純一 公益社団法人日本薬剤師会常務理事
神田 玲子 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所
放射線防護情報統合センター長
茂松 直之 公益社団法人日本放射線腫瘍学会理事長
中村 吉秀 公益社団法人日本アイソトープ協会
医薬品部医薬品・試薬課シニアアドバイザー
飯沼 むつみ 静岡県立静岡がんセンター 看護部長
畑澤 順 一般社団法人日本核医学会理事長

古川 浩 一般社団法人日本画像医療システム工業会
法規・安全部会部会長
眞島 喜幸 特定非営利活動法人パンキャンジャパン理事長
三井 博晶 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
山口 一郎 国立保健医療科学院
生活環境研究部上席主任研究官
山口 武兼 公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院院長
◎ 米倉 義晴 国立大学法人福井大学名誉教授
渡邊 直行 前橋市保健所長
渡部 浩司 東北大学
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
放射線管理研究部教授

◎…座長

医療機能情報提供制度における対応方針

- 医療被ばくに伴う患者のリスクを最小化する観点から、被ばく線量が相対的に高い検査（下記の医療機器（以下「対象医療機器」という。）を用いる検査）については、被ばく線量の記録と患者への提供を行うことが適当であり、医療機関の管理者に対しても、対象医療機器について、医療被ばくの線量管理・線量記録の実施を義務付ける予定である。



CT



血管造影用X線装置



SPECT-CT



PET-CT

- 対象医療機器のうち、線量表示機能を有するものについては、個々の検査の線量記録が自動的に表示されるために、線量管理・線量記録を比較的容易に行うことができるが、現在、医療現場において使用されている対象医療機器の中には、線量表示機能を有するものとそうでないものの双方が存在する（近年認証されたものについては、線量表示機能が機器認証の際の要求事項になっている。）。
- 各医療機関における線量表示機能を有する対象医療機器の有無や台数は、当該医療機関において医療放射線の安全管理が適切に行われているか否かを示す指標として、住民・患者が医療機関の選択をする際に参考となるものである。

➡ 「線量表示機能を有する対象医療機器の有無や台数」について、医療機能情報提供制度の報告項目に追加してはどうか。

新たに削除する項目

1. 医療機関等の分類の整理

- ✓ 診療所に対する臨床研究中核病院の指定
- ✓ 歯科診療所に対する特定機能病院の指定 等

2. 対応可能な医療の整理

- ✓ 販売中止されているコレラワクチン
- ✓ 歯科診療所の在宅中心静脈栄養法指導管理 等

3. 介護保険法の改正に伴う見直し

- ✓ 介護予防訪問介護
- ✓ 介護予防通所介護

4. 平成30年度診療報酬改定に伴う見直し

医療機能情報提供制度の 報告項目の改正スケジュールについて

- 平成30年9月12日
第11回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
- 平成31年1月中
パブリックコメントの実施
- 平成31年1月17日
第65回社会保障審議会医療部会
- 平成31年1月～3月
医療広告等に関する都道府県等担当者会議(ブロック会議)での説明
- 平成31年2月
省令・告示の公布、施行

(参考)
平成31年度予算案について

NDB情報を活用した全国医療機能情報提供制度調査研究経費

平成31年度予算案：71,856千円(0千円)

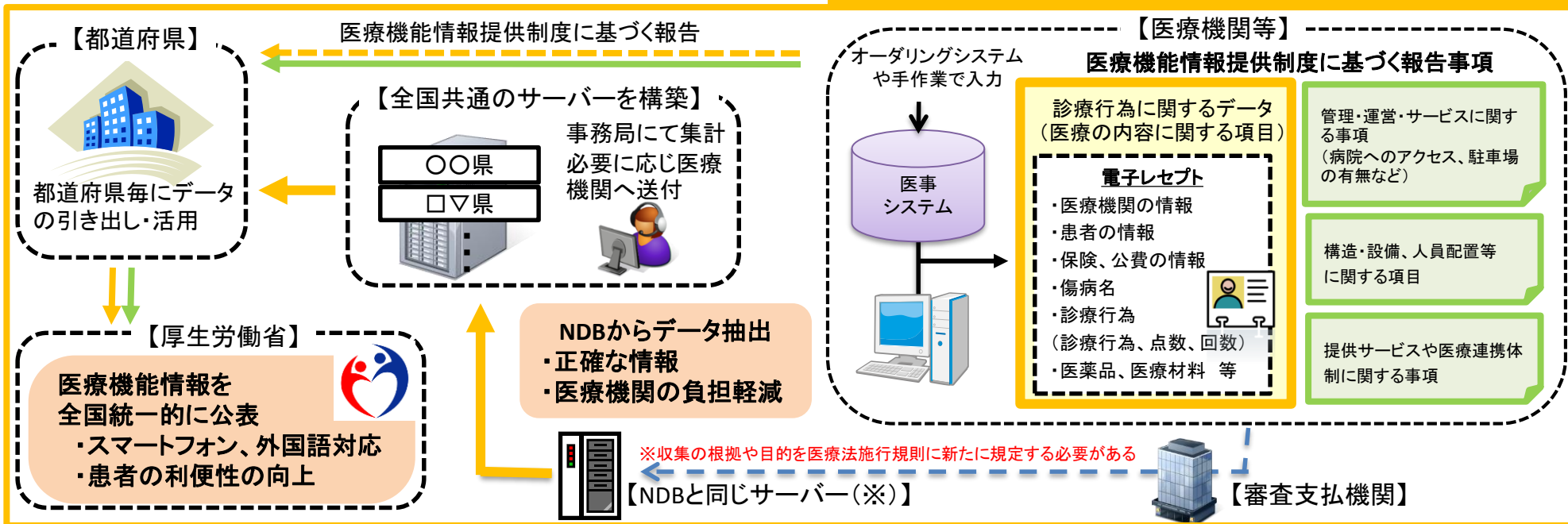
現状の課題

- 医療機能情報提供制度については、都道府県毎の公開であるため、スマートフォンや外国語への対応等を含め、公表方法に差がある。また、例えば県境の患者は複数の都道府県の検索サイトを閲覧しなければならないなど利便性が悪い。
- 規制改革実施計画において、医療機関の負担軽減が求められている。また、都道府県毎に対応状況が異なるため、内容の正確性が十分ではないとの懸念もある。

対応案

- 厚生労働省が管理する全国統一的な検索サイトを構築することで利便性を向上する。
- レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)からデータを抽出し、医療機関が利用できる仕組みを付加することで、医療機関からの報告に係る負担軽減につなげるとともに、正確性を担保する。

医療機能情報提供制度の新しい業務フローイメージ図



システム構築に向けた工程表(案)

平成31年度				平成32年度				平成33年度		平成34年度	
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	10月	通年	
調査研究			要件定義	仕様書作成		意見招請、入札手続		システム構築		データ移行 平行運用	システム稼働

調査研究内容

- ・ 47都道府県ごとの現行システムの実態把握
- ・ 新システムの要件定義の検討
- ・ 要件定義書の作成 等